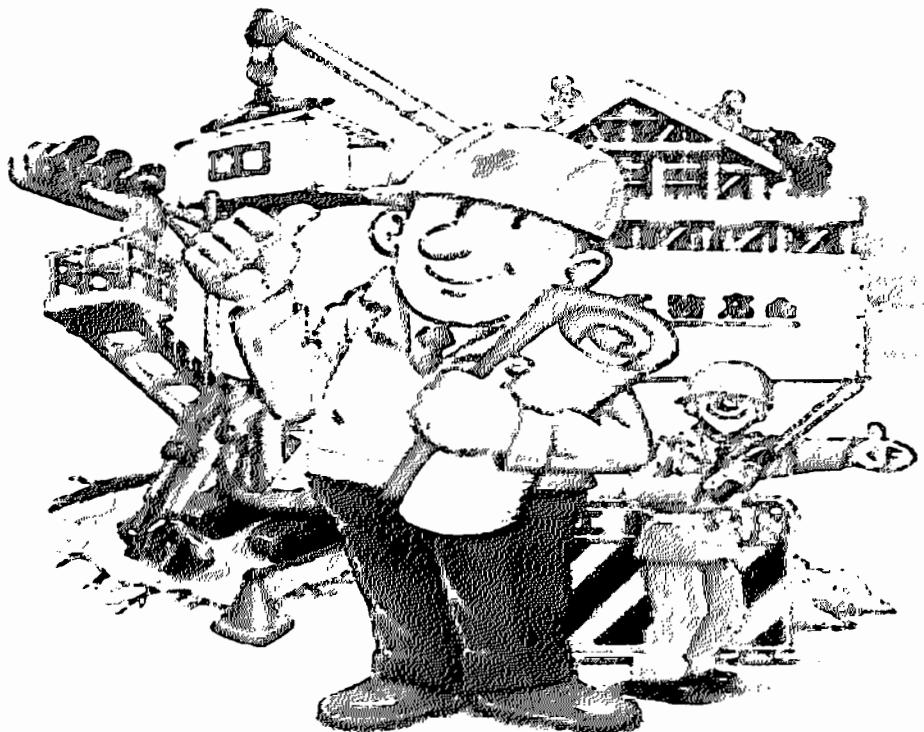


神奈川県建設共済会 会員のための

仕事の安心革命！

2009年版

工事の保険制度のご案内



ご契約期間 2009年10月1日午後4時～2010年10月1日午後4時（1年間）

（保険期間）

■ご加入方法 加入申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。

■提出先 9月25日までに所属の各組合事務局へ加入申込書をご提出ください。

（保険料のお払込みは各組合事務局よりご案内します。）

■中途加入も受け付けております。毎月25日までにお申し込みください。

（翌月1日午前0時から補償開始 終期は2010年10月1日午後4時です。）

■本保険制度は、加入申込みをいただいた会員の皆様を被保険者（保険の補償を受けられる方）、
神奈川県建設共済会を契約者とする保険契約を日本興亜損害保険（株）と締結するものです。
※加入申込みは、神奈川県建設共済会の会員様に限りますのでご注意ください。

神奈川県建設共済会

【横浜市建設労働組合連合会・川崎建設労働組合連合会・横須賀地区協議会・湘南地区協議会・湘北地区協議会】

建設作業中のさまざまな事故から皆様をガードします

■ご加入いただく保険 事業種類によりご加入いただける保険が異なりますのでご注意ください

ご加入いただく保険	補償内容	対象となる事業
☆ K・マスター(工事の安心保険)	工事物と賠償責任の補償	建築一式工事業
☆ 総合賠償責任保険	賠償責任の補償	建築一式工事業以外
☆ J・マスター(従業員の安心保険)	業務中の身体障害の補償	事業の制限はありません。

■保険の概要

★ **Kマスター** 日本国内の「工事の目的物の補償」と「賠償責任の補償」をセットで補償!

工事の目的物の補償 (右記①ご参照)

- 工事物件の損害を補償します

建築中の建物や設置中の機械設備・装置などの工事物件(支給資材・仮設材・現場仮設事務所やその収容什器・備品を含みます。)の損害を補償します。

- 個々の工事をご通知いただくことなく、すべての工事が自動的に補償されますので、契約漏れを防げます。

賠償責任の補償 (右記②ご参照)

- 4つの賠償責任保険をセットにし工事中、工事完了後、施設の所有・管理、受託物の賠償責任を包括補償!

請負賠償 (工事中のリスク)

生産物賠償 (工事完了後のリスク)

施設賠償 (施設の所有・管理のリスク)

受託物賠償 (受託物のリスク)

工事のやりなおし費用を補償!

(1回の事故につき100万円限度、ご契約期間を通じて1,000万円限度)

■工事完了後に作業の結果に物理的な損害が発生したことが原因で、人がケガをしたり、工事の目的物以外の物をこわした場合、工事の目的物自体(損壊した部分に限ります。)の再施工費用などを補償します。

★総合賠償責任保険

日本国内の「賠償責任の補償」(工事の目的物の補償はありません。)

賠償責任の補償 (右記②ご参照)

- 4つの賠償責任保険をセットにし工事中、工事完了後、施設の所有・管理、受託物の賠償責任を包括補償!

請負賠償 (工事中のリスク)

生産物賠償 (工事完了後のリスク)

施設賠償 (施設の所有・管理のリスク)

受託物賠償 (受託物のリスク)

工事のやりなおし費用を補償!

(ご契約期間を通じて「1事故ご契約金額×10%」または1,000万円のいずれか低い額限度)

■工事完了後に作業の結果に物理的な損害が発生したことが原因で、人がケガをしたり、工事の目的物以外の物をこわした場合、工事の目的物自体(損壊した部分に限ります。)の再施工費用などを補償します。



J・マスター

貴社が従業員に対して実施する法定外補償(業務中の事故によりケガをした場合の補償)をバックアップする保険です!

業務中災害などの補償 (右記③ご参照)

- すべての役員・従業員・下請負人の業務中のケガを補償します。
- 人数の変動や入れ替わりがあった場合でも自動的に補償します。
- 役員・個人事業主・家族従事者は業務中・業務外を問わず24時間補償します。
- 政府労災の認定を待たずに保険金をお支払いします。
- 災害補償規程を制定されている会員の皆様のみがご加入いただけます。
(ご加入と同時に新たに制定いただく場合も対象となります。)



【使用者賠償責任補償プラン】もご用意しました!(C、Dプラン)

労災事故により貴社が負う法律上の損害賠償責任を補償します。(政府労災の認定が必要です。)

たとえばこんな事故のとき保険金をお支払いします

建築一式工事業（工事の安心保険）
K・マスター（工事の安心保険）

①工事の目的物の損害の補償

K・マスター（工事の安心保険）



建設中の家が火災により全焼した

作業ミスにより新築中のガラスを破損してしまった

仮設倉庫において工事用資材が何者かに盗まれた

交通事故により陸上輸送中の工事用資材が破損した

補償を受けられる方	貴社、貴社の下請負人、工事の目的物または工事用材料の所有者
補償の対象となる物	対象工事の目的物、左記に付随する足場工・型枠工・土留工などの仮工事の目的物、工事用の電気配線・照明設備などの仮設物、工事用材料、工事用仮設材、仮設現場事務所・仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品
補償の対象とならない物	工事用の発電器、バッチャーブラント、受・変電設備などの据付型機械設備、建設機械・測量機器などの工事用機械器具およびそれらの部品、建設用工作車、航空機、船舶、自動車など、設計図書、証書、通貨など

②賠償責任の補償

K・マスター（工事の安心保険）
総合賠償責任保険



建設工事現場から鉄骨が落下し通行人がケガをしました

クレーンが倒れ現場近隣の民家を倒壊させてしまった

配線工事のミスにより出火し建物が全焼してしまった

外壁塗装中塗料が落下し通行人の服を汚してしまった



作業が不完全だったため壁が崩れ落ち通行人がケガをしました

工事現場の看板が落下し通行人がケガをしました

工事現場の侵入防止装置が不十分だったため入り込んだ子供が崩れ落とし資料でケガをしました

補償を受けられる方	貴社、貴社の役員・使用人、貴社の下請負人とその役員・使用人
-----------	-------------------------------

③業務中災害（ケガ）などの補償

J・マスター（従業員の安心保険）

【使用者賠償補償つきの場合】



工事現場の足場から転落してケガをしました

通勤中に交通事故にあいケガをしました

炎天下で作業中日射病にかかった

労災事故の被災者やご遺族から損害賠償請求された

補償を受けられる方

業務中の事故の補償対象者
役員・事業主・家族従事者・従業員 下請負人およびその役職員・家族従事者

業務外の事故の補償対象者
役員・事業主・家族従事者

[K・マスター(工事の目的物の補償)の内容]① (工事の安心保険K・マスター:ワイドプラン、工事物ユニット、臨時費用不担保特約)

保険金をお支払いする場合	日本国内の次の(1)から(3)の場所において発生した不測かつ突発的な事故により工事の目的物(補償対象物)に損害が生じた場合に保険金をお支払いたします。 (1)対象工事の工事現場 (2)工事現場から起きて設置される対象工事専用の工事用仮設建物または資材置場・倉庫 (3)(1)や(2)の場所への輸送するため陸上輸送用具へ積込みを開始したときから、陸上輸送用具から荷卸しが完了するまでの陸上輸送中 (陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。) (1回の事故につき①～⑤を合計して「工事の目的物の補償」支払限度額限度) <補償対象物> ●対象工事の目的物●工事用材料●対象工事の目的物に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物●工事用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材)●上記工事のために仮設される電気配線、照明設備などの工事用仮設物●仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(従業員の私物は含みません。)
	お支払いする保険金の内容

損害保険金	①復旧費用	事故により補償対象物に損害が生じた場合、損害発生直前の状態に復旧するのに直接必要な費用をお支払いします。損害の生じた保険の目的につき残存物がある時は、損害が生じたその残存物の価額を差し引いた残額をもって損害の額とします。
	②補償対象物以外の物の復旧費用	補償対象物に生じた損害を復旧するため、当該補償対象物以外の財物を取りこわした場合、その財物を取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用をお支払いします。 (1回の事故につき300万円限度)
	③損害防止軽減費用	事故が発生した場合に、損害を防止または軽減するために必要な費用のうち日本興亜損保が承認した費用をお支払いします。 (1回の事故につき500万円限度)
	④特別費用	補償対象物に損害が生じた場合、補償対象物の復旧のために必要な、残業・休日勤務・夜間勤務による割増賃などをお支払いします。 (1回の事故につき、①の費用の20%相当額または100万円のいずれか低い額限度)
		①から④までを合算した額から自己負担額を控除した額を損害保険金とします。
	⑤残存物取扱い費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、損害を受けた補償対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取こわし費用など)をお支払いします。 (損害保険金の10%相当額限度)

保険金をお支払いできない主な場合

(1)故意、重過失、法令違反 (2)誕生の不備による風、雨、雪、ひょうまたは砂じんなどの吹き込み (3)戦争、地震、噴火、津波、原子力危険など (4)国または公共機関による公権力の行使(消防、避難のために行われる場合を除きます。) (5)損害発生後30日以内に知ることができなかつた盗難の損害 (6)荷造りの欠陥に起因する陸上輸送中の事故 (7)紛失、不足、自然消耗、劣化 (8)プログラム、データなどの記録情報のみに生じた損害 (9)鋼矢板、くい、H型鋼などの打込み、引抜き時の損害 (10)リースまたはレンタルされた補償対象物に生じた損害 (11)保険の目的的設計、施工、材質、製作の欠陥を除去する費用 (12)工事内容の変更または改良による増加費用 (13)保険の目的的損傷復旧方法の研究費用、復旧作業の休止・手持ち時間の手持ち費用	(14)掘削工事に伴う余掘り、肌落 (15)土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立・盛土・整地工事費用 (16)調整池、排水溝、暗渠などに流入した土砂・岩石などを除去する費用 (17)基礎、支持地盤などの支持力不足により沈下した保険の目的的位置の矯正に要する費用 (18)コンクリート部分のひび割れの損害(不足かつ突発的な外來の作業により生じたひび割れを除きます。) (19)切土・盛土法面、整地面、自然面の肌落ち、没食の損害 (20)芝、樹木などの植物の損害 (21)工事現場に設置された排水設備の故障によって生じた損害 (22)舗装面のひび割れ (23)河川工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料、工事用仮設材に生じた損害、仮継続の越流による損害 (24)シールド工事、推進工事における次の損害・費用 ・シールド機械、推進等の方向または位置の矯正に要する費用 ・シールド機械、推進管の推進不能の損害・推進中の推進管の刃口について生じた損害 (25)港湾工事、海岸工事またはこれに類する工事における海水のたまりを除去する費用
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

など

【K・マスター(賠償責任の補償)・総合賠償責任保険の内容】②-1

工事の安心保険K・マスター:ワイドプラン、賠償ユニット
総合賠償責任保険:ワイドプラン

日本国内で発生した記名被保険者の業務上の偶然な事故に起因して、ご契約期間(保険期間)中に発生した身体障害(注1)、もしくは財物損壊(注2)について、または記名被保険者の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害(注3)または宣伝障害(注4:総合賠償責任保険のみ対象)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、下記の保険金をお支払いします。

(注1)人の身体の障害および疾病です。これらに起因する死亡を含みます。

(注2)有体物の滅失、毀損または汚損(以下これらを「損傷」といいます。)です。受託物危険(注5)については紛失、盗取および詐取を含みます。また、これらに起因する当該有体物が使用できないことによる損害(以下「使用不能損害」といいます。)を含みます。

(注3)次のいずれかの行為に起因する障害で、身体障害および宣伝障害以外のものをいいます。

- ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ②口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害

(注4)商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。

- ①口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
- ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害
- ③宣伝上の若狭または営業の手法の不正な流用

(注5)受託物危険:被保険者が占有、使用または管理する次の①から④の他の財物の財物損壊をいいます。

- ①借用財物:被保険者が借用(所有者・占有者からの借用許可の有無を問いません。)している財物
- ②支給材など:記名被保険者などによって行われる作業に使用される材料・部品または据え付けられるもしくは組み立てられる装置・設備
- ③販売・保管・運送受託物:記名被保険者などによって販売、保管または運送を目的として受託した財物
- ④作業受託物:記名被保険者などによって行われる作業の対象物であって、被保険者の所有、使用または管理する施設内にある財物

※K・マスターのお支払いについて:記名被保険者が共同施工方式で行う共同企業体の構成員となる場合は、工事完了後に発生した身体障害または財物損壊(製造物および完成作業危険)に限り、保険金をお支払いします。ただし、記名被保険者が共同企業体に出资した割合を共同企業体が被る損害の額に乗じた額が限度となります。

保険金をお支払いする場合

お支払いする保険金の種類

		お支払いする保険金の内容		自己負担額 適用有無																
①損害賠償金	K・マスターの場合 財物損害	被害者に支払う損害賠償金です。 賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。																		
		<賠償責任の補償>でお支払いするすべての保険金を合算してご加入されたコースの支払限度額を限度としてお支払いします。 ただし、損害の種類により、それぞれ賠償保険金額の限度内(内枠)で個別のお支払限度額が設定されています。		あり																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の種類</th><th>お支払限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害</td><td></td></tr> <tr> <td>人格権侵害</td><td></td></tr> <tr> <td>財物の物理的損傷・使用不能</td><td>賠償保険金額</td></tr> <tr> <td>物理的損傷のない財物の使用不能</td><td></td></tr> <tr> <td>製造物自体・作業の結果自体の損害</td><td>1事故につき100万円、ご契約期間中1,000万円</td></tr> <tr> <td>受託物</td><td>ご契約期間を通じて100万円</td></tr> <tr> <td>滅失、き損、汚損、紛失、盗取、詐取</td><td></td></tr> <tr> <td>使用不能</td><td></td></tr> </tbody> </table>			損害の種類	お支払限度額	身体障害		人格権侵害		財物の物理的損傷・使用不能	賠償保険金額	物理的損傷のない財物の使用不能		製造物自体・作業の結果自体の損害	1事故につき100万円、ご契約期間中1,000万円	受託物	ご契約期間を通じて100万円	滅失、き損、汚損、紛失、盗取、詐取	
損害の種類	お支払限度額																			
身体障害																				
人格権侵害																				
財物の物理的損傷・使用不能	賠償保険金額																			
物理的損傷のない財物の使用不能																				
製造物自体・作業の結果自体の損害	1事故につき100万円、ご契約期間中1,000万円																			
受託物	ご契約期間を通じて100万円																			
滅失、き損、汚損、紛失、盗取、詐取																				
使用不能																				
工事中のリスクおよび施設の所有管理リスク・人格権侵害・宣伝障害については1事故につき、工事完了後リスクについては1事故およびご契約期間を通じて、ご加入されたコースの支払限度額を限度としてお支払いします。 ただし、次の損害の種類については、それぞれの支払限度額の内枠で個別のお支払限度額が設定されています。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>担保区分</th><th>損害の種類</th><th>お支払限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事完了後リスク</td><td>記名被保険者の製造物等自体および完成・引渡した記名被保険者の作業自体の損害</td><td>ご契約期間を通じてご加入されたコースの支払限度額の10%または1,000万円のいずれか低い額</td></tr> <tr> <td>受託物リスク</td><td>受託物の損傷・紛失・盗取・詐取 受託物の損傷・紛失・盗取・詐取+使用不能</td><td>ご契約期間を通じて100万円</td></tr> </tbody> </table>			担保区分	損害の種類	お支払限度額	工事完了後リスク	記名被保険者の製造物等自体および完成・引渡した記名被保険者の作業自体の損害	ご契約期間を通じてご加入されたコースの支払限度額の10%または1,000万円のいずれか低い額	受託物リスク	受託物の損傷・紛失・盗取・詐取 受託物の損傷・紛失・盗取・詐取+使用不能	ご契約期間を通じて100万円									
担保区分	損害の種類	お支払限度額																		
工事完了後リスク	記名被保険者の製造物等自体および完成・引渡した記名被保険者の作業自体の損害	ご契約期間を通じてご加入されたコースの支払限度額の10%または1,000万円のいずれか低い額																		
受託物リスク	受託物の損傷・紛失・盗取・詐取 受託物の損傷・紛失・盗取・詐取+使用不能	ご契約期間を通じて100万円																		
②損害防止軽減費用	事故が発生した場合に、損害を防止または軽減するために必要な費用(回収費用や石油泄漏防止費用は除きます。)のうち日本興亜損保が必要または有益であったと認めた費用です。																			
③初期対応費用	事故が発生した場合に、初期対応のために支出する費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片付け費用など)です。(ご契約期間を通じて500万円限度。ただし、事故原因調査費用は1回の事故につき30万円を限度。)なお、当該費用の支出にあたっては日本興亜損保の承認が必要です。																			
④対人見舞費用 対物臨時費用	対人事故(人格権侵害を除きます。)が発生した場合に、損害賠償責任の有無にかかわらず、慣習として支出する見舞金、見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とする費用です。 ご契約期間を通じて、同一被害者1名(被害者が法人の場合は1法人)について、それぞれ2万円とします。 ただし、被害者が身体障害の直接の結果として、身体障害を被っているった日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは10万円(すでに2万円を支払っている場合は、8万円)とします。(総合賠償責任保険はご契約期間中1,000万円が限度。) なお、当該費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。																			
⑤争訟費用	賠償責任の解決のために支出する訴訟・仲裁・調停費用、弁護士費用などです。総合賠償責任保険では、(①損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、争訟費用の額に「保険金額の①損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。 なお、当該費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。																			
⑥争訟対応費用	賠償責任の解決のために支出する意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当(通常支払われるべき金額を除きます。)などです。ご契約期間を通じて1,000万円限度とします。 なお、当該費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。																			
⑦協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて貴社がこれに協力するために支出した費用です。																			
⑧第三者医療費用	医療遂行による事故または所有・賃借する施設もしくは隣接する道路上での事故により第三者(記名被保険者およびその下請負人の役員・従業員は含まれません。)が被った身体障害に關し、損害賠償責任の有無にかかわらず支する医療費用または葬祭費用です。被害者1名について、ご契約期間を通じて50万円を限度とします。 (総合賠償責任保険は被害者1名について50万円限度、ご契約期間中1,000万円が限度。) なお、当該費用に支出にあたっては、日本興亜損保の同意が必要です。 【ご注意】第三者医療費用に対する保険金をお支払いした後に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担した場合は、すでにお支払いした第三者医療費用に対する保険金は「①損害賠償金」に対する保険金に充当されます。																			

※②から⑦の損害については、結果的に貴社に賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

【K・マスター(賠償責任の補償)・総合賠償責任保険の内容】②-2

保険金をお支払いできない主な場合

【共通事由】(第三者医療費用を除きます。)

- (1) 保険契約者、記名被保険者または記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、騒動またはこれらに伴う秩序の混乱
 - (3) 放射線照射または放射能汚染
 - (4) 環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合を除きます
 - (5) 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに間接的である火災その他類似の事故
 - (6) 石綿(アスベスト)もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質の発がん性その他の有害な特性による事故
 - (7) 医師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
 - (8) 契約または合意によって加重された賠償責任
 - (9) 被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する賠償責任
 - (10) 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体障害について負担する賠償責任
 - (11) 記名被保険者の所有物に発生した財物損壊について負担する賠償責任
 - (12) 記名被保険者が共同施行方式で行う共同企業体の構成員となる場合において、当該共同企業体が行う工事に起因する事故。ただし、製造物および完成作業危険についてはお支払いの対象となります。
 - (13) 記名被保険者の下請負人の役員または従業員が当該下請負人の所有物に発生した財物損壊について負担する賠償責任
- など

【工事中のリスク=施設・業務遂行危険に関する固有事由】

- (1) 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力によるものを除きます。)または銃器の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、次の①②の場合を除きます。
 - ① 貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故
 - ② 工事現場内にある建設用工作車(ダンプカーを除きます。)の所有、使用または管理に起因する事故
 - (2) 船舶(工事現場内で使用されている間の船舶を除きます。)の所有、使用または管理に起因する事故。

ただし、次の①から④までのいずれかの場合を除きます。

 - ① 貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故
 - ② 工事に使用されている間の船舶に起因する事故
 - ③ 施設に接岸中の船舶に起因する事故
 - ④ 艇長が8m未満であって、有料で人および物の運搬に使用しない船舶に起因する事故
 - (3) ジンエイ(ちり・ほこり)または騒音に起因する事故
 - (4) 基礎工事、地下工事などに伴う土地の沈下、隆起、移動もしくは土地の軟弱化または地下水の増減に起因する財物損壊
 - (5) 記名被保険者が所有または賃借する施設から公共水域に流出した石油物質による財物損壊
 - (6) 石油拡散防止費用について負担する賠償責任
 - (7) 損傷が生じることなく発生した財物の使用不能被害のうち急激かつ偶然な事故以外によるもの
 - (8) 損傷が生じることなく発生した財物の使用不能被害のうち契約または合意に基づく債務の不履行(履行遅滞を含みます。)によるもの
- など

【工事完了後のリスク=製造物・完成(引渡)作業危険に関する固有事由】

- (1) 故意または重大過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した記名被保険者の製造物または法令に違反して行った記名被保険者の作業に起因する事故
 - (2) 回収措置を講じるために要した費用について負担する賠償責任
 - (3) 次の財物に発生した財物損壊(次の財物が不良品となったことによる損害)

ただし、②および③については、発生した財物損壊のうち記名被保険者の製造物または完成・引渡した記名被保険者の作業(以下「製造物等」といいます。)の性能、効能または機能等に起因する財物損壊に限ります。

 - ① 製造物等が成分、原材料または部品等として使用されている財物
 - ② 製造物等によって、または製造物等を用いて製造・生産または加工される財物
 - ③ 製造物等を制御装置として使用している財物により製造・生産または加工されるその他の財物
 - (4) 医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬または食品等が意図する効能を発揮できなかつたことによって発生した身体障害
 - (5) 損傷が生じることなく発生した財物の使用不能被害のうち契約または合意に基づく債務の不履行(履行遅滞を含みます。)によるもの
- など

【受託物危険に関する固有事由】

- (1) 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
 - (2) 被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が所有または業務外の目的に使用する受託物に生じた財物損壊
 - (3) 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証券、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、楳本、設計図、ひな型、その他これらに類似する受託物に発生した財物損壊
 - (4) 受託物の瑕疵(かし)、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗濡その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物損壊
 - (5) 原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発に起因して受託物に発生した財物損壊
 - (6) 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などに起因して受託物に発生した財物損壊
 - (7) 受託物である車両、船舶または航空機の無資格運転または酒酔い運転中の事故
 - (8) 被保険者が借用する不動産に発生した財物損壊
 - (9) 記名被保険者の業務が自動車修理業、駐車場業またはガソリンスタンドの場合において、受託自動車に発生した財物損壊
 - (10) 修理機械・加工作業機械の破損、故障もしくは停止または修理ミス・加工ミスにより発生した財物損壊
 - (11) リース・レンタル用品以外の借用物(借用不動産など)に発生した財物損壊
- など
- * (11)はK・マスターのみ

【人格権侵害・宣伝障害に関する固有事由】

* 宣伝障害については総合賠償責任保険のみ対象。

- (1) 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為
- (2) 採用、雇用または解雇に関して行われた行為
- (3) 最初の不当行為がご契約期間の初日の前になされ、その後または反復して行われた行為
- (4) 広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為

【宣伝障害についてのみ適用する事由】

- (1) 契約違反
 - (2) 宣伝された品質または性能に商品、製造物または役務が適合しないこと、または商品、製造物または役務の価格表示の誤り
- など

【第三者医療費用に関する事由】

- (1) <【共通事由】(第三者医療費用を除きます。)>の(1)から(7)までの事由
 - (2) 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - (3) 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
 - (4) 被害者の心神喪失、妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療行為
 - (5) 【施設・業務遂行危険に関する固有事由】の(1)から(3)までの事由
 - (6) 【製造物・完成(引渡)作業危険に関する固有事由】の(1)の事由
 - (7) 施設を恒続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体障害
 - (8) 運動競技に参加している者が被った身体障害
- など

など

【J・マスター(業務中災害などの補償)の内容】③ (従業員の安心保険J・マスター)

保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の内容
死亡補償保険金	ケガなど(注3)を被った日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後追障害補償保険金額を限度にお支払いします。(すでにお支払いした後追障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。)
後追障害補償保険金	ケガなど(注3)を被った日からその日を含めて180日以内に後追障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後追障害補償保険金額の4%~100%を限度にお支払いします。
日本国内で補償対象者(注1)が貴社の業務に従事中(注2)の偶然な事故によりケガなど(注3)をされた場合、貴社が補償対象者や追族に支払う補償金に対して、右記の保険金をお支払いします。(注4)	平常の業務に従事すること、または平常な生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、ケガなど(注3)を被った日からその日を含めて180日以内の入院に対し、1日につき入院補償保険金日額を限度にお支払いします。
中災害などの補償	入院補償保険金 手術補償保険金
日本国内で貴社の従業員や下請負人の従業員(これらの方の役員・家族従業者を除きます。)が貴社の業務(被保険者から請け負った業務)に従事中の事故により被った身体障害について、貴社が法的上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。	入院補償保険金をお支払いする場合で、そのケガなど(注3)の治療のためにケガなどをした日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合、その手術の種類に応じて入院補償保険金日額の10倍、20倍または40倍を限度にお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
使用	医師の治療を受けた時、平常の生活ができる、または平常の業務に従事することができる程度に治った日までの通院日数(往診も含みます。)に対し90日を限度として1日につき通院補償保険金日額を限度にお支払いします。ただし、ケガなど(注3)を被った日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。
日本国内で貴社の従業員や下請負人の従業員(これらの方の役員・家族従業者を除きます。)が貴社の業務(被保険者から請け負った業務)に従事中の事故により被った身体障害について、貴社が法的上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。	【ご注意】次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院補償保険のお支払いの対象となりません。 ○回復程度を確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ○ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院
日本国内で貴社の従業員や下請負人の従業員(これらの方の役員・家族従業者を除きます。)が貴社の業務(被保険者から請け負った業務)に従事中の事故により被った身体障害について、貴社が法的上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。	補償対象者またはその追族に対して支払う損害賠償金です。(ただし、政府労災により給付が決定された場合に限り、お支払いします。なお、政府労災により給付される金額や自動車損害賠償保険法に基づく責任保険(自賠責保険)などにより給付される金額の合計額を超過する額についてお支払いします。)(注5)
日本国内で貴社の従業員や下請負人の従業員(これらの方の役員・家族従業者を除きます。)が貴社の業務(被保険者から請け負った業務)に従事中の事故により被った身体障害について、貴社が法的上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。	事故が発生した場合に、損害を防止または軽減するための費用および第三者に損害賠償を請求できる場合にその権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した費用のうち、日本興亜損保が必要または有益であったと認めた費用です。(注5)
日本国内で貴社の従業員や下請負人の従業員(これらの方の役員・家族従業者を除きます。)が貴社の業務(被保険者から請け負った業務)に従事中の事故により被った身体障害について、貴社が法的上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。	賠償責任の解決のために支出する訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解または調停に要した費用などです。なお、当該費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。(注5)
日本国内で貴社の従業員や下請負人の従業員(これらの方の役員・家族従業者を除きます。)が貴社の業務(被保険者から請け負った業務)に従事中の事故により被った身体障害について、貴社が法的上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。	賠償責任の解決のために支出する意見書または鑑定書作成費用のために必要な費用、超過勤務手当(通常支払われるべき金額を除きます)などです。なお、当該費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。(注5)
日本国内で貴社の従業員や下請負人の従業員(これらの方の役員・家族従業者を除きます。)が貴社の業務(被保険者から請け負った業務)に従事中の事故により被った身体障害について、貴社が法的上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて貴社がこれに協力するための費用です。(注5)

業務外災害などの補償	業務外死亡補償金 業務外後追障害補償保険金 業務外入院補償保険金 業務外手術補償保険金 業務外通院補償保険金	お支払いする保険金の内容は業務上の補償と同じです。
------------	--------------------------------------------------------	---------------------------

(注1)補償対象者はパンフレット3ページ記載の「補償を受けられる方」欄をご覧ください。
(注2)出勤途上を含みます。ただし、補償対象者が下請負人およびその役員、使用者の場合は記名被保険者から請け負った業務に従事中に限ります。
(注3)ケガ(細菌性食中毒を含みます。)または業務上症状(注6)をいいます。
(注4)この保険により支払う保険金の額は、保険金額または災害補償規定などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。 なお、重複保険契約(労災総合保険、記名被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済などを含みます。)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の合計額が災害補償規定などに定める補償金の額を超過する場合は、災害補償規定などに定める補償金の額を限度でお支払いします。
(注5)①~⑤の保険金を合わせて、1回の事故につき使用者賠償責任保険金額を限度にお支払いします。 (注6)争対応費用は1回の事故につき1,000万円限度(使用者賠償責任保険金額の内枠)。 また、②~⑤の費用については、貴社に賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。
(注6)次の要件をすべて満たす症状に限ります (①偶然かつ外来によるもの、②労働環境に起因するもの、③その原因の発生が時間的に確認できるもの)。具体的には日射病、熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。(振動症候群、けんしょう炎、じん肺症、石綿による中皮膜、風邪症候群などは対象となりません。)
(注7)ケガをされた時にすでに存在していた身体障害や疾病があり、その影響でケガの程度が重くなったり治療期間が長くなったりした場合は、その影響を控除して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

【共通事由】	【使用者賠償責任に関する固有事由】
①故意によるケガなど(注3)	①被保険者と他人との間の契約等により加重された賠償責任
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ(注3)	②被保険者と住居および生計を共にする親族に対する賠償責任
③無資格運転・酒酔い運転をしている間のケガ(注3)	③最初の3日間までの休業に関する賠償責任
④戦争、外国の武力行使、革命、内乱、暴動などによるケガ(注3)	④政府労災などによって給付を行った保険者が費用を徴収することによる損害など
⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故	【使用者賠償責任以外に関する事由】
⑥山岳登はん(ピッケルなどの登山道具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動中のケガ(注3)	①脳疾患、疾病または心神喪失 ②妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 ③刑の執行 ④むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの ⑤石綿(代替物質を含みます。)または石綿を含む製品の発がん性または有害な特性に起因するものなど
⑦自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガ(注3)	

ご加入時のご注意

ご契約時には直近会計年度の年間売上高(消費税込み)をご申告ください。ご申告の年間売上高が事実と相違する場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

万一事故にあわれたら

万一事故にあわれたら、取扱代理店または日本興亜損保へただちにご通知ください。ただちにご通知いただけないと保険金をお支払いできない場合があります。特に賠償事故の場合、日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

賠償事故の解決のために日本興亜損保および取扱代理店が行う手続きおよび援助について

賠償事故が起きた場合には、日本興亜損保および取扱代理店は貴社と被害者(相手方)との示談交渉に関するご相談の受けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、日本興亜損保および取扱代理店は、被害者(相手方)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

補償プランのご案内

■業種区分

事業種類によりご加入いただける保険・コースを設定しています。貴社の業種区分をご確認ください。

業種区分	事業種類	ご加入いただく保険
K	建築一式工事業	K・マスター 総合賠償責任保険
1	大工工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鉄筋工事、左官工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、絶縁工事、建具工事、清掃施設工事	
2	電気工事、機械器具設置工事、電気通信工事、土木一式工事、舗装工事、しゅんせつ工事、造園工事、さく井工事、鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事	
3	水道施設工事、管工事、消防施設工事	
	全事業種類 共通	J・マスター

■ご契約金額と売上高1,000万円あたりの年間保険料

保険料は直近会計年度の年間売上高(消費税込み)をご申告いただき決定します。(申込時に年間売上高を証明する資料をご提出いただきます)

●自己負担額：1万円(工事の目的物の補償・賠償責任の補償共通 1事故あたり)

業種区分	保険の種類	賠償責任のご契約金額別 保険料 工事の目的物の補償 (1事故あたりの支払限度額)	工事中リスク・工事完了後リスク・施設の所有管理リスク (ご契約期間中の支払限度額 対人対物共通)				受託物リスク ご契約期間中の支払限度額
			5千万円	1億円	1億5千万円	2億円	
K	工事の安心保険K・マスター	1億円(※1)	21,100円	22,800円	24,400円	25,200円	加算額なし
1			14,450円	15,560円	16,420円	17,320円	
2	総合賠償責任保険	補償はありません	24,420円	26,910円	28,630円	30,440円	加算額800円(一律)
3			41,640円	44,650円	47,100円	49,390円	

年間保険料の計算方法 = [賠償責任のご契約金額別保険料 × 売上高(消費税込み)] + 受託物リスク加算額(K・マスターなし・総合賠償責任保険800円)

【年間保険料 計算例】

※保険料計算時の売上高の単位：1千万円(例：売上高5,000万円の場合=5千万円)

○事業種類：建築一式工事業 年間売上高：5千万円 賠償責任のご契約金額：5千万円コース ご加入希望の場合

→ 加入保険名 = K・マスター(業種区分：K) 年間保険料 = 21,100円 × 5(千万円) = 105,500円

○事業種類：大工工事業 年間売上高：3千万円 賠償責任のご契約金額：5千万円コース ご加入希望の場合

→ 加入保険名 = 総合賠償責任保険(業種区分：1) 年間保険料 = [14,450円 × 3(千万円)] + 800円 = 44,150円

(ご注意)この保険料は、ご加入件数が200件以上の場合の団体割引20%を適用しています。この基準を満たさない場合には、保険料の割引率が変動し、保険料が引き上げとなりますので、ご了承ください。 ※1 2億円プランを希望される場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

保険名	プラン	補償内容	ご契約金額 (死亡・後遺障害・入院・通院補償保険金は1名あたり)	保険料
従業員の安心保険 J・マスター	A	死亡・後遺障害補償保険金	1,000万円	22,500円
		入院補償保険金(日額)	10,000円	
		通院補償保険金(日額)	5,000円	
	B	死亡・後遺障害補償保険金	500万円	11,700円
		入院補償保険金(日額)	5,000円	
		通院補償保険金(日額)	3,000円	
	C	死亡・後遺障害補償保険金	1,000万円	27,540円
		入院補償保険金(日額)	10,000円	
		通院補償保険金(日額)	5,000円	
		使用者賠償責任	5,000万円(※)	
	D	死亡・後遺障害補償保険金	500万円	17,370円
		入院補償保険金(日額)	5,000円	
		通院補償保険金(日額)	3,000円	
		使用者賠償責任	5,000万円(※)	

※使用者賠償責任保険の支払限度額は、ご契約期間を通じて本金額が限度となります。

●すべてのプランで手術保険金がお支払の対象となります。所定の手術についてその種類に応じて入院保険金日額を10倍、20倍または40倍した額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いした場合に限ります。また、1事故につき1回の手術に限ります。

【年間保険料 計算例】

○事業種類：建築一式工事業 年間売上高：5,000万円 Cプラン ご加入希望の場合

→ 加入保険名 = J・マスター(全事業種類：共通) 年間保険料 = 27,540円 × 5(千万円) = 137,700円

(ご注意)この保険料は、ご契約期間の初日の全ご加入者の売上高合計が20億円以上の場合です。この基準を満たさない場合には、保険料の割引率が変動し保険料が引き上げとなりますので、ご了承ください。

●このパンフレットは「工事の安心保険K・マスター」「総合賠償責任保険」「従業員の安心保険J・マスター」の概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

●ご加入に際しては、加入申込書の「重要事項説明書」を必ずお読みください。

神奈川県建設共済会 〒221-0834 横浜市神奈川区台町16-12横浜市連内 TEL.045-321-5386 FAX.045-321-5387	引受け保険会社：日本興亜損害保険株式会社 〒210-0005 横浜支店川崎支社 川崎市川崎区東田町11-27住生ビル8階 TEL.044-244-5321 FAX.044-222-5890	お問合せは下記取扱代理店まで 有限会社アドニス 〒210-0023 川崎市川崎区小川町8-21 高田ビル5階 TEL.044-246-6255 FAX.044-246-6256
------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------